

横手市議会 平成30年第6回12月定例会 提出案件

区分	議案等の名称	概要説明
議案第142号	<p>横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(公布日施行)</p>	<p>横手市議会議員の期末手当の支給割合を改定するための現行条例の一部改正</p> <hr/> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当の支給割合の改定 ①「6月:1.55ヶ月⇒1.55ヶ月」、「12月:1.55ヶ月⇒1.65ヶ月」(H30.12.1適用) ②「6月:1.55ヶ月⇒1.60ヶ月」、「12月:1.65ヶ月⇒1.60ヶ月」(H31.4.1施行)
議案第143号	<p>横手市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例及び横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(公布日施行)</p>	<p>秋田県知事の給与改定に準じ、市長等及び教育長の期末手当の支給割合を改定するための現行条例の一部改正</p> <hr/> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当の支給割合の改定 ①「6月:1.55ヶ月⇒1.55ヶ月」、「12月:1.55ヶ月⇒1.65ヶ月」(H30.12.1適用) ②「6月:1.55ヶ月⇒1.60ヶ月」、「12月:1.65ヶ月⇒1.60ヶ月」(H31.4.1施行)
議案第144号	<p>横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(公布日施行)</p>	<p>秋田県人事委員会勧告及び秋田県給与改定に準じ、職員の給与を改めるための現行条例の一部改正</p> <hr/> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料表の改定 ⇒若年層に重点をおいて引上げ(H30.4.1適用) ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 ⇒県人勸にならない引上げ(H30.12.1適用、H31.4.1施行) ・宿日直手当の支給額の限度を引上げ ⇒「4,200円→4,400円」(H30.4.1適用) ・等級別基準職務表の改正(H30.4.1適用) ・横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び横手市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 ⇒横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、附則部分を削るもの
議案第145号	<p>損害賠償の額を定めることについて</p>	<p>市立病院における手術施行に係る損害賠償 (賠償額 1,450,000円)</p>